

第 11 章 その他の国・地域

[1] その他の国

1. ブラジル

サービス貿易

海運	224
----	-----

2. メキシコ

サービス貿易

(1) 金融	224
(2) 電気通信	224

[2] その他地域

1. 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement)

地域統合

(1) 原産地規則の強化	225
(2) セーフガード措置の選択的不適用	227
(3) 移行期間について	228

2. 南米南部共同市場 (MERCOSUR : El Mercado Comun del Sur)

地域統合

(1) 「実質的に同一の関税」の要件の充足度	229
(2) 対外共通関税の設定・引上げ	229
(3) セーフガード措置の域内不適用	230

[1] その他の国

1. ブラジル

サービス貿易

海運

ブラジルでは、1997 年 6 月に、自国の海運企業の育成を目的としたブラジルの第二船籍を創設し、当該船籍に登録された船舶の利用について税制上の優遇措置を加える等を規定する法律 9432 を施行したが、本措置はスタンドスティールに反するおそれがある。

2. メキシコ

サービス貿易

(1) 金融

1999 年 1 月の外資法の改正により、金融機関への外資の出資比率の制限（49 %）は撤廃されたため、外資法上は金融機関への外資参入は自由化されたようにみえる。しかし、金融機関法は、外国金融機関の子会社設置について、「金融子会社の設置を認める国際条約または協定をメキシコが締結した国において設立された金融機関」と定義し、メキシコと協定を結んでいない国に対しては、子会社設立による金融機関の新規投資を実質的に規制している。

(2) 電気通信

メキシコは国際電話サービスの提供を複数の通信事業者に許可しているが、国際長距離電話規則により「過去 6 ヶ月間で長距離電話市場において最大シェアを占めた企業が海外の通信事業者と積算料金の交渉を行う」と規定

しているため、実際は市場の6割を占める TELMEX 社が排他的に積算料金の交渉を行っており、メキシコの通信事業者は TELMEX 社が交渉した料金を適用することになる。米国は、こうした状況はコストよりも高い水準に設定された非合理的なものであり、メキシコが約束している参照文書(「反競争的行為の防止」・「確保すべき相互接続」)や、GATS の「電気通信に関する附属書」に反するとして、2000 年 8 月に協議要請を、また同年 11 月にパネル設置要請および協議要請を行った。そして、2002 年 2 月及び 4 月の米国のパネル設置要請を受けて、同年 4 月 17 日に正式にパネルが設置された。我が国も本パネルに第三国参加し、動向を注視しているところである。

[2] その他地域

1. 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement)

地域統合

(1) 原産地規則の強化

NAFTA における原産地規則は、米加自由貿易協定 (USA-Canada Free Trade Agreement) と同様、関税番号変更基準を原則として採用しているが、米加 FTA に比べると、原産地を取得するために関税番号変更のほかに追加的要件を必要とする產品が、以下に示すように増加している。これは、結果的に產品が NAFTA 原産を取得するためには、より多くの部品・原材料が NAFTA 原産でなければならないことを要求するものであり、NAFTA の原産地規則は米加 FTA に比べて実質的に厳しいものといえる。

原産地取得の要件が実質的に厳しくなることは、ガット第 24 条 5 項(b)の「自由貿易地域の設定によって通商規則をより制限的にしてはならない」という要件に反するおそれがある。

繊維製品については、米加 FTA の下では原則として布が米加原産であれば完成品である繊維製品は米加原産であると認定されるが、NAFTA におい

て繊維製品が NAFTA 原産と認定されるためには、一部の製品を除き、糸の段階から NAFTA 原産でなければならないものとされている（図表・その他－1）。

＜図表・その他－1＞NAFTA における繊維製品の原産地規則

糸の原産地	布の原産地	米加 FTA	NAFTA	(注)
域 内	域 内	○	○	
域 外	域 内	○	×	
	域 外	×	×	

○は米加原産又は NAFTA 原産として扱われることを意味し、×はそうではないことを意味する。

また米加 FTA において、カラーテレビは 50 % の域内付加価値率を満たせば米加原産と認定されることとなっていた。しかし NAFTA においては、例えば大型（14 インチ超）カラーテレビについては、ブラウン管が NAFTA 原産であるか又はブラウン管のファネルもしくはフロントパネルのどちらか一方が NAFTA 原産であることを必要条件としている。さらに 1999 年 1 月以降、これらに加え、カラーテレビが NAFTA 原産と認められるためにチューナー及びチューナーコントロール回路、オーディオアンプ及び検波回路等の部品を組み合わせた構成部品についても NAFTA 原産であることが必要となった。

自動車については、米加 FTA、NAFTA とともに、関税番号の項の変更及び一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としているが、達成すべき域内付加価値率は、米加 FTA が 50 % としているのに対し、NAFTA においては当初は 50 %、最終的には 62.5 % まで域内付加価値率が引き上げられることとされている。米加 FTA と NAFTA では、域内付加価値率の計算式が異なるため単純には比較できないものの（図表・その他－2 参照）、米加 FTA で採用されていた、いわゆるロールアップ方式に代えてトレーシング方式が採用されたことや、ローカルコンテンツが 50 % から 62.5 % に引き上げられたこと等から総合的に判断すると、原産地取得要件が実質的に厳しくなっていると言えよう。

<図表・その他-2> NAFTA における自動車の現地調達率の算出方法

$$\text{現地調達率} = \frac{\text{ネットコスト}-\text{域外部品価値}}{\text{ネットコスト}}$$

域外部品価値の算出には、現地調達率の精度を高めるため米加 FTA 方式で採用されているロールアップ方式の代わりにトレーシング方式を採用した。これによって現地調達率 50 % 以上又は未満にかかわらず、すべての部品について、実際の現地調達率から域外部品価値が算出されることとなった。

(注)

・ ネットコスト

工場出荷価格を意味するが、販売経費、ロイヤルティ、運送費等が含まれている場合は、その金額を控除する。

・ ロールアップ方式

域内で非域内産原材料を使用して製造された部品であっても、原産地規則を充足して米加原産となれば、当該部品価格 100 % が、自動車の付加価値率を計算する際に考慮され、逆に原産地規則を充足していなければ自動車の付加価値率の計算の際には考慮されない方式

・ トレーシング方式（追跡調査方式）

域内で非域内産原材料を使用して製造された部品が、原産地規則を充足して NAFTA 原産となっても、当該部品を構成する原材料のうち、NAFTA 原産原材料の価格のみが、自動車の付加価値率を計算する際に考慮される方式（参考）米加 FTA 方式

$$\text{現地調達率} = \frac{\text{米加を原産地とする原材料の価格} + \text{米加における直接組立原価}}{\text{輸出された製品の価格}}$$

ロールアップ方式を採用しているため、現地調達率を算出する場合にある部品の現地調達率が 50 % であれば 100 % 国産化部品として扱い、50 % に満たなければ切り捨てることになる。

(2) セーフガード措置の選択的不適用

NAFTA 802 条には、セーフガード措置の適用に際して、域内国への適用

を除外できることを前提とする規定がある。セーフガード措置は、国内産業の保護を目的とした緊急措置であるために、ガットの他の義務の一時的例外が認められているのであるから、域外国からの輸入に適用して特恵的な域内国からの輸入に適用しないのは、国内産業保護の目的から見て合理的ではない。よって、NAFTA において選択的にセーフガード措置の適用を行うことは、ガット第 24 条 8 項(b)によっても許されないものと考えられる。

(3) 移行期間について

域内の関税及び非関税障壁の撤廃スケジュールについては、米加間（米加 FTA を適用）、加墨間、米墨間でそれぞれ異なるが、関税及び非関税障壁の撤廃まで 15 年の期間を設けている産品が存在している。

- ・米加間：農産物に係る輸入制限を除き、1998 年 1 月 1 日までに完全撤廃。
- ・加墨間：カナダの輸入については、スケジュールが明記されている品目は 2003 年 1 月 1 日まで（10 年間）に撤廃。メキシコの輸入については、スケジュールが明記されている品目の中で、とうもろこし、いんげん豆等は 2008 年 1 月 1 日まで（15 年間）に撤廃。その他の品目は遅くとも 2003 年 1 月 1 日までに撤廃。
- ・米墨間：米国の輸入については、糖類、砂糖菓子、ガラス製品、時計等は 2008 年 1 月 1 日までに撤廃。その他の品目は、遅くとも 2003 年 1 月 1 日までに撤廃。メキシコの輸入については、加墨間と同様。

地域統合の完成までの期間について、ガット第 24 条 5 項は、「自由貿易地域は妥当な期間内に完成しなければならない」とし、ガット第 24 条の解釈に関する了解においては「妥当な期間とは、例外的な場合を除くほか、10 年を超えるべきでない。締約国である加盟国が 10 年では十分でないとする場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品理事会に十分な説明を行う。」としている。しかし、NAFTA 加盟国より、10 年を越

える期間が必要である理由が明らかにされておらず、本協定が中間協定の要件を充足しているかどうかは疑問である。

2. 南米南部共同市場（MERCOSUR：El Mercado Comun del Sur）

地域統合

(1) 「実質的に同一の関税」の要件の充足度

メルコスールの対外共通関税は、1995年に始まり、共通関税分類による産品（約9,000品目）の約85%にあたる品目について0~20%（現在0~21.5%）を適用し、各国には例外品目を認めている。ブラジル、アルゼンティンについては例外品目を2002年までに対外共通関税に移行する予定であったが、2003年末まで延期することが2002年12月に決定された。ウルグアイ、パラグアイについては当初から2006年までに段階的に移行することが認められている。また、共通関税分類による産品以外に、加盟国共通の例外品目として、資本財（920品目）、情報通信機器（280品目）、自動車があるが、これらが最終的に対外共通関税に移行するのは2006年の予定である。このため、ガット第24条8項(a)(ii)の規定する「実質的に同一の関税」に適合しているか十分注視する必要があるが、2001年3月以降、アルゼンティンが競争力強化を目的に消費財の関税引き上げと資本財の免税措置を行ったため、現状では事実上、メルコスールの対外共通関税は停止している。

(2) 対外共通関税の設定・引上げ

メルコスールによる対外共通関税設定により、関税率が譲許税率を上回る品目が発生したため、メルコスールは本来ガット第24条6項に基づき、第28条に定める譲許表の修正手続を対外共通関税実施の前に予め開始し、事前に関係国と補償的調整について協議する必要があった。しかし、これを行わずに1995年1月から対外共通関税を適用し、関係国の利益を損なったことは、

ガット第 2 条の規定に違反するものである。このため、我が国及び EU、カナダ等は第 24 条 6 項に基づく交渉の権利をメルコスールに対して留保しているところである。

また、1997 年 11 月には対外共通関税を 3 %引き上げて 0～23 %とした。その後段階的に 1.5 %引き下げられ、2002 年末までに元の水準に戻す予定であったが、結局 2003 年末まで延長されることとなった（現在 0～21.5 %）。このような対外共通関税の引き上げは、ガット第 24 条 4 項の「地域貿易協定の目的は構成領域と他の加盟国との間の貿易に対する障害を引き上げることであってはならない」とする規定に反するのみならず、第 2 条に違反するおそれがあり、是正を求めていく必要がある。

(3) セーフガード措置の域内不適用

メルコスールの共通セーフガード規則については、域内国を除外して発動する点について明確ではない。しかしブラジルが 1997 年 1 月から発動した玩具製品に関するセーフガード措置及びアルゼンティンが 1997 年 9 月から発動した履き物に関するセーフガードでは、メルコスール域内国は対象とされていない。しかしながら、このように域内国を除外して域外国に選択的にセーフガード措置を適用することは、セーフガード協定第 2 条 2 項の無差別原則に違反し、ガット第 24 条 8 項 (a) (i) によっても正当化されないものと考えられる。履き物に関するセーフガードについては EU の要請によりパネルが設置され、選択的発動を認めないとの判断が出された（詳細については第 II 部・第 7 章「セーフガード」を参照）。